

30 独国生相第 22 号
平成 30 年 5 月 22 日

一般社団法人日本美容外科学会 (JSAS)
理事長 保志名勝 様

独立行政法人国民生活センター
相談情報部長 保木口知子



美容医療サービスに関する医療法改正の消費者への周知について(情報提供)

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。日頃より、当センターの業務につきまして、ご理解・ご協力を賜りありがとうございます。

さて、全国の消費生活センター等に寄せられた美容医療サービスに関する相談について、美容医療クリニックのウェブサイトでの広告等がその受診のきっかけというケースが多くみられます。医療法の改正により、美容医療クリニックのウェブサイトにおいても、虚偽広告や誇大広告等が禁止されるなど、広告規制が課せられます。

そこで、医療法の広告規制について、相談事例をもとに、知っておくべきポイントと、美容医療サービスを受ける際の注意点を、5月24日(木)の記者説明会にて、別紙資料のとおり消費者に情報提供を予定しております。

つきましては、今後の消費者被害の未然防止 拡大防止のため貴学会に情報提供いたします。

敬具

別紙資料： 医療法改正！美容医療クリニックのウェブサイトにも広告規制が！
- 詳細説明のないビフォーアフター写真や、治療効果に関する体験談の掲載は禁止されます -

本件連絡先
独立行政法人 国民生活センター
相談情報部 担当 福井、丸山、保足

TEL:03-3443-8359
FAX:03-3443-9138